

現行の保育所運営費の仕組み

(現行の保育所運営費の仕組み)

○ 現行制度においては、

- (1) 「基本分保育単価」が①地域、②定員規模、③入所児童の年齢に応じて定められ、さらに
- (2) 「民間施設給与等改善費加算」が職員1人当たりの平均勤続年数に応じて行われる仕組みとなっている。

※ 「民間施設給与等改善費加算」については、余剰がなく給与改善等に支障を来すおそれのある民間施設における公私間の給与格差是正を目的にしているため、配当支出が行われている保育所については対象とならない。

※ なお、保育単価は、あくまで国庫負担の基準として設けられており、都道府県・市町村による上乘せは可能。

【16/100地域(東京23区)の保育単価の例】

その保育所のその月初日区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
				12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分
61人から90人まで	設置	乳児	171,330	19,400	16,170	12,940	6,460
		1、2歳児	100,560	10,910	9,100	7,270	3,630
		3歳児	47,940	4,960	4,140	3,310	1,650
		4歳以上児	40,870	4,120	3,440	2,750	1,370
	未設置	乳児	165,700	17,730	15,600	12,490	6,240
		1、2歳児	94,930	10,240	8,530	6,820	3,410
		3歳児	42,310	4,280	3,570	2,860	1,430
		4歳以上児	35,240	3,450	2,870	2,300	1,150

【民間施設給与等改善費加算率の前提となる職員1人当たりの平均勤続年数】

加算率の区分	職員1人当たりの平均勤続年数	内 訳	
		人件費加算分	管理費加算分
12%加算分	10年以上	10%	2%
10%加算分	7年以上 10年未満	8%	2%
8%加算分	4年以上 7年未満	6%	2%
4%加算分	4年未満	2%	2%